

# 東京成徳大学国際学部留学規程

(趣旨)

**第1条** この規程は、東京成徳大学学則（以下「学則」という。）第34条の3第2項に基づき、東京成徳大学国際学部（以下「本学部」という。）がカリキュラムの一環として行う海外留学（以下「留学」という。）に関し必要な事項を定める。

(留学先教育機関)

**第2条** 留学先の教育機関は別に示す。

(留学の資格)

**第3条** 以下の資格を満たす者に留学を許可する。

- (1) 本学部に在籍している者
- (2) 留学誓約書及び留学希望届を提出している者
- (3) 「留学前ゼミナール」の単位を修得した者
- (4) 指定された期日までに留学に関する費用を納入した者
- (5) 留学に必要な心身の健康を有する者
- (6) 留学に必要な留學生査証を滞在国の政府から発給された者

(留学の許可)

**第4条** 前条の資格を有する者について、教授会の意見を聴いて、学長がこれを許可する。

(留学期間)

**第5条** 留学期間は2年次前期、又は2年次前期・後期とする。

(留学中の学修)

**第6条** 留学に参加する者は、留学先教育機関において指定された教育プログラムを受講するとともに、本学部が指示する課題に取り組まなければならない。

(留学修了の手續)

**第7条** 留学を修了した者は、所定の期間内に、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 留学修了届
- (2) 成績証明書（又はこれに準ずる書類）
- (3) その他学部長があらかじめ提出を指定した書類

(留学中における厳守事項)

**第8条** 留学中は、次の事項を厳守しなければならない。

- (1) 自らの故意又は過失により生じた損害や事故については、各自がその責任を負う。
- (2) 滞在国以外に旅行しない。
- (3) 本学部の承認なしに一時帰国をしない。
- (4) 本学部及び留学先教育機関が指定する海外旅行保険・留學生医療保険に加入する。
- (5) 本学部及び留学先教育機関があらかじめ指定・認定した科目を履修する。
- (6) 本学部が指定又は承認した滞在先（ホームステイ先又は寮）に滞在する。
- (7) 日本国及び滞在国の法令
- (8) 本学及び留学先教育機関の規則等

(留学科目の成績評価と単位認定)

**第9条** 留学科目の成績評価と単位認定は、留学先教育機関から送付される成績表並びに第6条に定める本学部が指示する課題の取り組みを基に本学部が成績評価を行い、前期・後期各16単位、あわせて32単位を上限として、本学部教務委員会で審査の上、教授会の意見を聴いて、学長が単位認定することができる。

(留学の中止)

**第10条** 留学を許可された者が次の各号に該当すると認められた場合、留学先教育機関と協議し、教授会の意見を聴いて、学長は留学を中止させることができる。

- (1) 留学に関する費用を指定された期日までに納入できなかった場合

- (2) 本学の他の学生・保護者もしくは留学先教育機関の関係者の名誉もしくは信用を毀損し、又は毀損するおそれのある行為をした場合
  - (3) 他人に物理的な危害もしくは精神的な脅威を与え、又は他人の安全で平穏な生活を妨害した場合
  - (4) 本学部の留学プログラム運営もしくは留学先教育機関での留学プログラム運営を妨害し、又は妨害するおそれのある行為をした場合
  - (5) 法令等もしくは公序良俗に違反し、又はそれらに違反するおそれのある行為をした場合
  - (6) 留学先で就労（アルバイト等を含む）をした場合
  - (7) 留学先で車両（自動車、自動二輪車、軽飛行機、小型船舶等を含む）を運転した場合、又は本学部の他の留学生在が留学先で運転する車両に同乗した場合
  - (8) 滞在国政府により留學生査証が取り消された場合
  - (9) 疾病その他やむを得ない理由により留学を続けられない場合
  - (10) 本学の定める規程又は留学先教育機関の規則等に対する違反行為があった場合
  - (11) 第8条に定める厳守事項を守らない場合、又は本学教職員の指示・指導に従わない場合
  - (12) 本学部の留学プログラム又は教育課程の方針・制度と学生・保護者の要望が著しく乖離し、留学継続が困難と認められた場合
  - (13) 留学プログラムの準備から現地滞在期間にわたり、本学部又は留学先教育機関に提出した情報に虚偽があった場合
  - (14) 本学部の他の留学生在が本規程に違反しているのを知りながら、それに加担した場合
  - (15) その他、その行状により、本学部が留学プログラム継続を不適切と判断した場合
- 2 前項により留学中止となった者は、ただちに帰国し、本学部の指示に従わなければならない。

(修業年限)

**第11条** 留学期間は、1年間を限度として、学則第13条に定める修業年限及び在学年限に算入する。

(細目)

**第12条** この規程の改廃は教授会の意見を聴いて、学長が行う。

2 この規程に定めるものの他、留学に関して必要な事項は、教授会の意見を聴いて、学長が定める。

**附 則**

この規程は、2019年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、2020年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、2021年4月1日から施行する。

- 2 2021年3月31日に在学する者は、なお従前の例による。
- 3 改正後の第2条の規定は、2020年度入学者から適用する。

**附 則**

この規程は、2022年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、2024年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、2026年4月1日から施行する。

- 2 2026年3月31日に在学する者は、なお従前の例による。